仙台市公告　第 1140 号

別紙に掲げる者に対する通知については、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所、事業所が明らかでなく、送達できないので、地方税法第２０条の２及び仙台市税条例第４条の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、仙台市財政局納税部徴収対策課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付します。

令和 8 年 11 月 2 日

仙台市長　　郡　和子

別紙
Ｒ８財納徴第２１号
（担当課：財政局納税部徴収対策課）

枝番	送達を受けるべき者の氏名	備　考
６０	蛯名　由美子	
６１	蛯名　由美子	
	以下余白	